

第十二回国会 衆議院 法務委員會議録 第八号

昭和二十六年十月三十日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事 押谷 富三君

理事 北川 定務君 理事 田嶋 好文君

高橋 英吉君 佐瀬 昌三君

牧野 寛榮君 花村 四郎君

眞鍋 勝君 山口 好一君

小野 孝君 梨木作次郎君

世耕 弘一君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

検事(法制意見参事官) 位野木益雄君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞二君

十月二十七日

所有権移転登記による地方税の徴収阻害防除に関する陳情書外一件(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金刺不二太郎)(第二六一号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

会社更生法案(内閣提出) 第十四国会開法第一三九号)

破産法及び破産法の一部を改正する法律案(内閣提出) 第十回国会開法第一四一号)

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。先日に引続きまして会社更生法案について質疑を続行いたします。山口好一君。

○山口(好)委員 それでは第三章以下について質問をいたしたいと思っております。

九十四条の管財人の選任の件であります。九十四條の管財人の成否は、一つは管財人の適否に重大なる関係があると思つて、人材を選任する意味から、選任の範囲を定める必要があると思つて、見なすに、特に実際の実業界の意見などを聴く必要に、事業の種類によりましては、同業者のうちのエキスパートをそこに持つて行かなければ成功いたさないというのを申し上げておきます。そうしますと、この際独占禁止法の役員兼任の制度に関する規定につきまして、例外を認める必要があるのではないかと思つておられます。

○位野木政府委員 御質問の点はまことにごもつとも存するのであります。管財人に適任者を得るということ、この更生手続の成功不成功を決定する最大要素であるというふうに考えられるのであります。しかしながらこの選任のことにつきましては、管財人の職務の公正を要するという点から、やはり利害関係がないということと要件とする必要があると考えられますので、九十四條のような条文にいたしましたわけでありまして、しかしながら業務の運営の点から申しますと、従前の経営者あるいは同業者に管財人になつていただく方が便利であることは、これは十分考えられますので、ここに但書を設けて、数人の管財人を選任する

場合には一人だけはそのういふ人を選んでもよろしいというふうにいたしましたのであります。独禁法の関係でございするが、独禁法の十三條の会社の役員の中には、会社更生手続における管財人は包含いたさないと考えられます。これは独禁法におきまして第二條の第六号に役員定義がございまして、それには該当しないものと考えられますので、特に除外例を設ける必要はないのではないかというふうに考えております。

○山口(好)委員 もう一点管財人のことについて伺いたします。前回参考人をここへ呼んで意見を徴しましたときに、齋藤参考人から、四十六條の規定に、会社の債務が二千万円以下のときは管財人を置かないこともできる。しかしそれ以上の場合には必ず管財人を選任することとなつていて、このリミットを廃止してもらいたいというふうな意見が出たのであります。ただいまの答へによりまして、独禁法との関係、あるいはその会社の経営者自体も、数人の管財人を選ぶ場合には選ぶこともできるということにはなつておるのでありますし、また齋藤参考人からは、この二千万円の債務という制限を取扱つて、しかもこの会社の経営者を選ぶこともできるというふうな修正をしてもいいかという意見も出ましたが、この点はいかがでありますし、御所見を伺いたしたいと思います。

○山口(好)委員 それでは次に第四章の方に入つてお尋ねしたいと思つて、この第四章の規定のうち百三條四項の労働協約との関係であります。この労働協約というものは、どういう筋目のものをさしておるのでありますし、御所見を伺いたしたいと思います。

○位野木政府委員 これは労働組合法第三章にいわれております労働協約と大体同様のことを考えておるのでございます。

○山口(好)委員 前会の梨木君からの御質問に対しても、この問題は労働法を根拠にして解決をするというお答えでありましたが、われわれ実際にこの事件を扱つてみますと、こうした危殆に瀕しております大きな会社、工場になりますと、会社の現在の理事者ではどうにもならない、給料も払えないというようなところから、この給料支払いを相なるべく確保し、そして業務を続けて行きたいというふうな希望から、労働組合に属しますところの従業員が、その事業主体を引受けて、かわつて経営しておる、会社との契約によりまして、労働組合の人々が、同じ会社の名義でその仕事は労働組合の人々がかわつてやつておるといふような状態を見受けるのであります。こうした会社と労働組合との間の契約というものは、やはり労働協約といふ中に包含されましようか、御所見を伺いたしたいと思います。

○位野木政府委員 御質問のような場合は、まあ場合によつて違ふかとも存じますが、労働協約と申しますのは、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございするから、そういうものに該当しないというふうな考えられますので、これは労働協約とは言えないのではないかというふうな一応考えられます。

○山口(好)委員 それでは次に第四章の方に入つてお尋ねしたいと思つて、この第四章の規定のうち百三條四項の労働協約との関係であります。この労働協約というものは、どういう筋目のものをさしておるのでありますし、御所見を伺いたしたいと思います。

○位野木政府委員 御質問のような場合は、まあ場合によつて違ふかとも存じますが、労働協約と申しますのは、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございするから、そういうものに該当しないというふうな考えられますので、これは労働協約とは言えないのではないかというふうな一応考えられます。

○山口(好)委員 そうしますと、更生計画で労働法のいわゆる労働協約を排除するとか、あるいはその更生手続の開始によって一方的に労働協約の内容が変更される、いわゆる労働組合の精神が蹂躪されるというふうな心配はないわけですか。

○位野木政府委員 労働協約を更生計画自体によりまして変更するというふうなことはできないかと考えております。

○山口(好)委員 もう一点、第二百三条、これによりまして、裁判所は更生計画案について労働組合の意見を聞きかなければならない、労働組合ができておられない場合にも、使用者の団体の意見を徴さねばならぬということになつておりますが、これはただ意見を聞いて、それに拘束されるというのでは、ないと思ひますが、そういたしますと、やはりこの更生計画の円滑に行われるためには、これらの組合の意見を相当尊重しなければならぬと思ひのであります。この辺の実際の取扱いをどうお考えになつておられるか伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 会社の更生には会社の使用者の十分なる協力を得る必要があります。もし使用者と意見が合わないで、無理やりに会社の更生手続を強行することになりますと、これは非常な困難を伴うということが考へられるわけでありまして、そういうふうな意味におきまして、必ず労働組合の意見を聞いて、計画を立てなければならぬというふうなことをいたしましたのがこの第二百三条であります。しかしながらこの更生計画の手続自体に労働組合を介入させて、その意見によつて更生

計画が左右されるというふうなことにいたしませんことは、これはまた行き過ぎてございまして、やはり労働組合と会社との間に十分折衝して納得の行つた上で、更生計画を遂行するというようにすべきだと思ひます。その間の円満なる話し合いを期待しているわけでありまして、労働組合といえども、会社がつぶれてしまえばそれまでであります。自分たちも町に放たれるというわけでありまして、その点は十分労働者側といたしましても考えておられることと思ひます。でありますから、これはこの間の話し合いが十分円満に成り立ち得るかというふうなことを考へておる次第であります。

○山口(好)委員 次に関係人集会のことについて御質問いたします。百六十五条の規定で第一回の関係人の集会が行われます。百九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条によりまして会社今後の管理方針を審理するわけでありまして、さきの四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条の期日は、更生開始決定の日から一月以内でなければならぬとしてあります。しかるに四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条は、更生担保権及び株式の届出期間を決定の日から四月以内としております。これによりまして、届出の完了しないうちに関係人集会を開くことになつて、不都合はないかと思ひます。であります。つまりまだ届かない未届者の権利を害すおそれはないか。この点についての政府の考えを伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘のように、更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間の満了しない前に第一回の関係人集会が開かれるという場合があるわけでありまして、そういう事態はなるべく避けたいと思ひます。であります。できれば届出期間後に集会を開くように運用をされると思ひます。あります。しかしこの規定から申しますと、やむを得ない場合には、届出期間前に第一回の集会が開かれるということがあるわけでありまして、これはどうしてそういうふうなことにいたしましたかと申しますと、第一回の関係人集会というものは手続が始まりましたので、取急ぎこの手続開始後の会社の管理をどういうふうにするかという点について、関係人の意見を聞くために開くものであります。それでありまして、特にならなく早く開く必要があるから、一月以内というふうなことにしておりますが、それによつて届出しない人の権利が害されるかと申しますと、なるほど意見はそのときには言えないというところになるかもしれませんが、届出期間の公示があるわけでありまして、それによつて届出をしない者が、その間に届出をすれば、後から申す間に間に合ふなければ、後に申す間に間に合ふなければ、後に申す間に間に合ふなければ、後に申す間に間に合ふれば、これはその後裁判所は、その意見を申しやうとして会社の管理、すなわち管理人を置かないとか、あるいはどういふ人を管理人に選ぶというふうなことを決定変更し得るわけでありまして、そういうふうな点は、別に権利を特に侵害するというふうなことはないと考へております。従ひまして、これは別にさしつかえないというふうな考へております。

○山口(好)委員 なるべく簡単に項目で質問したいと思ひます。

○位野木政府委員 第二百七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条は、会社の財産の額額の評定の規定におきまして、会社の収支状況の評定という状況が評定することが必要と思ひます。あります。この言葉を加える必要がないか。それから百七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条に財産目録及び貸借対照表の作成を必要としたしておりますが、そのほか損益計算書という語を加える必要がないかどうか。この二点をお伺ひいたします。

○位野木政府委員 第二百七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条は、会社の財産の額額の評定を考へておるものであります。会社の収支関係と申します。財産状況を明瞭にする措置の方、第二百七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条は、財産目録及び貸借対照表をつくるということでありまして、それらの方でおのづから出るといふに考へておるわけでありまして、第二百七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条の評定を公平に行うようにといふことを規定したものにすぎないものであります。収支状況の評定といふことまで、収支状況の評定といふことまで、ちよつとどういふ方法でやらせるといふことは必ずしも適当じやないとも考へられますので、この点は必要ではないかというふうな考へております。それから百七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条は、これは損益計算書によつて申す方が便利な場合もあるかと思ひますが、大体貸借対照表の方にその結果の概略はわかるわけでございますから、特に作成しなくてもさしつかえないというふうな考へて記載しなかつた。もし必要といたしますれば、第二百八十三条によりまして、さらにそういうものを規定して作成を命ずるといふふうになつておりますので、常に必要なものとして特にここに掲げるまでもないのではないかと考へておられます。

○山口(好)委員 次に百九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百条の、管財人がない場合に裁判所は管財人を選任することができるという規定がありまして、この人選範囲いかに、具体的にどういふ範囲というふうなところをお考えになつておられるかお聞きしたい。これが一点。

○位野木政府委員 審査人の人選の範囲でございますが、これは審査人の職務が場合々々によつて異なつておりますので、一概に申すことは困難かと思ひますが、たとへばここに掲げております一定の事項の調査の方などは、主として会社の経理状態、財産状態の調査が多いだらうと思ひますが、そういう場合には、たとへば公認会計士だとかいふふうなのが適当じやないかと考へております。それからまた更生計画案の作成というふうなことでありますれば、これはむしろそういう方面に実業の経験のある方というふうなことが考へられます。それからまた登記人、取締役、監査役、または清算人に対する責任追及ということでありまして、これは弁護士さんが一番適当じやないかというふうなことが言へると思ひます。特にこれは職務々々によつてそれ々の適当な方を選任されるものというふうな考へております。

○位野木政府委員 御指摘のように、更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間の満了しない前に第一回の関係人集会が開かれるという場合があるわけでありまして、そういう事態はなるべく避けたいと思ひます。であります。できれば届出期間後に集会を開くように運用をされると思ひます。あります。しかしこの規定から申しますと、やむを得ない場合には、届出期間前に第一回の集会が開かれるということがあるわけでありまして、これはどうしてそういうふうなことにいたしましたかと申しますと、第一回の関係人集会というものは手続が始まりましたので、取急ぎこの手続開始後の会社の管理をどういうふうにするかという点について、関係人の意見を聞くために開くものであります。それでありまして、特にならなく早く開く必要があるから、一月以内というふうなことにしておりますが、それによつて届出しない人の権利が害されるかと申しますと、なるほど意見はそのときには言えないというところになるかもしれませんが、届出期間の公示があるわけでありまして、それによつて届出をしない者が、その間に届出をすれば、後から申す間に間に合ふなければ、後に申す間に間に合ふなければ、後に申す間に間に合ふれば、これはその後裁判所は、その意見を申しやうとして会社の管理、すなわち管理人を置かないとか、あるいはどういふ人を管理人に選ぶというふうなことを決定変更し得るわけでありまして、そういうふうな点は、別に権利を特に侵害するというふうなことはないと考へております。従ひまして、これは別にさしつかえないというふうな考へております。

○山口(好)委員 なるべく簡単に項目で質問したいと思ひます。

それから百九十四条の法律顧問に、会社の従前の顧問弁護士を委任してよいかという点でございますが、この法律の規定から申しまして、これは選任してさしつかえないというふうに考えております。ただ管財人と同じように、職務の公正を期するというふうな点から、裁判所が、従前の弁護士さんは特に何らかの關係があるというふうな点であれば、その人選を差控えるというふうなことはあり得るかと思っております。報酬につきましては、通常これは法律顧問と別に區別をすべきことではないというふうに考えております。

○山口(好)委員 次に百九十八条の問題であります。あまたの更生計画案が同時に裁判所に提出されること、この規定によりまして予想されるのでありますが、これらは全部計画案審理のための關係人集會に付議されることになるのでありましようか、あるいはその前に裁判所が取捨選択して適当な筋圍にこれをつづめて付議されるのでありましようか、まずこの点をお伺いいたします。

○位野木政府委員 更生計画案が提出されました場合には、裁判所はその計画案を見まして、修正を命ずべきものは修正を命ずる。そして修正された結果、適法な、しかも認可に適するものなものであれば、これを決議にかけるというふうなことになる。しかし初めから、はしにも極にもかからないというふうな案があるわけでありま。こういふものは、修正を命ずるに不適しいという点が考えられます。そういう場合には、二百七条によりまして「更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでない

か、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を關係人集會の審理又は決議に付さないことができる。」というふうになつておりまして、これは決議に付さないで排除するというふうなことになる。しかしながら、それ以外のものは、かりに二案、三案ありましても、一応これは決議に付される。決議に付されると申しましても、同時にこれを可決するか否決するかというふうにいかなり持つて行くのではないに、一応全部議題に上して利害得失を検討することはできるかと思ひますけれども、しかしながら、その後この案はこれは順次決せられま。そして可決されたものがありますれば、それが可決された案というふうなことになると思ひます。

○山口(好)委員 これと二百五條の修正命令との關係であります。二百五條によりますれば「裁判所は、利害關係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができ。この修正命令は修正点を明示して命令をするのであります。それともどういふふうにしてそういうことを示さずにやるのか。

またもう一つ第二項によりますれば「前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間に、計画案を修正しなければならぬ。」というふうになつております。もし提出者がその期間内に修正しなかつたとき、これは裁判所のみから修正し得るのかどうか、この一項と二項の点をお伺いした

と思ひます。

○位野木政府委員 修正命令は修正すべき箇所をやはり明示して修正を命ずることになると考えております。

それから第二項の規定によりまして、修正をする義務がある場合に、修正に應じないということでありま。これはさらに裁判所がみずから修正するということまでは考えておりません。これは規定にもございませぬ。もちろん、そこまで裁判所が立ち入るということとは適當でないと思ひます。そういうふうな規定にはなつていないわけでありま。ただ修正を命じない場合には、命じない結果、結局この計画案が公正衡平なものでない、あるいは遂行不可能なものであるというふうなことに大體なると思ひますが、そうなりますれば、二百七条によつてその案が排除されることになるというふうなことを考えております。

○山口(好)委員 次に百九十九條の規定であります。この規定の内容は清算内容とする計画案の作成を認めておるのであります。これは会社の更生案ではなくて、むしろ清算手続に属すると思はれますので、清算手続に移行すべきものと思ひます。御所見をお伺いします。

○位野木政府委員 御指摘の点はまことにどのもともな点があると存するのではありません。清算内容とするような計画しかできないというふうでありま。すれば、これはもはや会社の更生はできないわけですから、更生手続には適しないわけでありま。従いまして当初から、すなわち更生手続開始前から、清算内容とする計画案しかでき

ないと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘の点はまことにどのもともな点があると存するのではありません。清算内容とするような計画しかできないというふうでありま。すれば、これはもはや会社の更生はできないわけですから、更生手続には適しないわけでありま。従いまして当初から、すなわち更生手続開始前から、清算内容とする計画案しかでき

がよいというふうな会社でございませれば、これに対して更生手続を開始すべきものではないと思ひます。これは当然開始の申立ては棄却されるというふうなことになるわけでありま。しかしながら、開始当時は十分更生の見込みがあつたということ、一旦更生手続が開始せられた会社につきましては、その後事情の急変によりまして、もはや会社の立て直りはむずかしいというふうな事態になる場合がないと申せないと思ひます。そういうふうな場合に、すでに手続が相当進行しておる、今この手続を廢止してさらにあらためて他の手続、たとえば破産手続あるいは特別清算手続等に移すということになりま。これはまた相當な費用を要する、手続を要するといふふうなことになりま。当事者はもちろん、國家的にも非常な損失をこうむるということになりま。ですからも

○山口(好)委員 次に第七章に入りまして、二百九十九條以下の規定でありま。何と申しましても、更生法の最重

要点と申せば、更生に要するところの資金計画、あるいは融資關係、これを確保できるということであると考へるのであります。この窮境にありま。る会社のために、管財人などが運轉資金をいかにして更生計画面に繰り上げて行くか、こういう点についての規定はどのも明瞭でないように思われま。但し、当局といたしましては、この法律がほんとうに利用せられ、また成功するといふためには、どうしてもその基調となりま。る融資の部面を考へなければならぬと思ひます。前回は銀行方面の参考人も参りま。して、その点を非常に憂えておつたわけでありま。が、更生計画面におきまして實際の問題としてはどういふふうなことを計画して行くのであるか、当局の考へておられます實際の考へ方をなおお伺いしたいと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘のように、会社の更生には、資金の調達というところが非常に重要なことになつて来ると思ひます。更生計画案におきましては、もちろんそういう点も十分に考へて計画がなされなければならぬと思ひます。考へるわけでありま。すけれども、その方法といたしましては、その会社によつて最も適當な方法をとられると存するのではありません。たとへば従前の株主に少しずつ新しい株を与えるということにして、そのかわりに市価よりも安い払込みをもらつてその資金を調達する、あるいは第三者から新株を募集する、あるいは社債を募集するといふことによつて資金を調達する。あるいはまた従前の会社の財産の一部を、債権の免除なんかを得て浮かしまし

て、またそれを他に抵当に入れて金を借りるとかというふうな、種々の方法も考えられると思うのであります。これは実務面においてはなかに困難かと思ひますが、会社の更生が非常に重要であるという点であります。そういふ点は十分にまかない得るものと考へております。これは日本とは事情が違ふので、そのまま例とするわけには参らないかと思ひますが、アメリカあたりの制度では、たとへばプレミアムがついて株の募集をやるといふような事態も珍しくないと思ひております。この点は会社の更生の立案をする人、あるいは従前の債権者、あるいは株主、これは自分の利害に關係することでありまして、そういう人が一緒になつて考へて、最もいい方法が考へ出されるというのを期待して居るわけでありまして。

○山口(好)委員 この点はなかにむづかしいことで、相当論議の対象にはなるかと思ひます。これに關連しまして、今新しい会社をつくらせて新株を發行するといふような場合を申されまして、それに關連する二百三十条の規定、新株の發行を見ますと、更生債権者、更生担保権者または株主に新株を割當てる場合を規定して居るのであります。従來の株主に無償株としての新株を發行することが出来るようになったこと、はたして会社更生のためになるかどうかという点も考へられますが、こういう方法が会社更生にいかなる意義を持つておるかといふことを伺ひたいのであります。

○位野木政府委員 従前の、株主に對

しまして無償株を交付するといふ場合は、これは更生会社の事情におきましては、非常にまれな場合ではないかと思ひますが、たとへば従前の株主は優先株を持つておる。この優先株があるために、会社としては非常に困つた場面もできた。これを普通の株に直したい。それについては、このままでは氣の毒であるから、それに対してたとへば二株に一株の割合で、新株、普通株をかわりに割當てるという場合が考へられると思ひます。

○山口(好)委員 次に二百三十七条であります。この二百三十七条は、いわゆる平等の原則の規定であります。ここで同じ種類の権利というものは、二百三十六条第一項で分類した権利をさすのか。また更生担保権について第一順位、第二順位などをつけておるが、これについては差等を設けることが許されるというのであります。か、この二つの点を伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 二百三十七条の「同じ性質の権利」という意味は、必ずしも二百三十六条の第一項の各号に掲げられておる権利の種類とは一致しないわけでありまして。従いまして更生担保権の中に、さらにたとへば第一順位、第二順位、それからまた弱い第二順位、第三順位といふふうなものがあるが、この間に差等を設けるというふうなことは、これは当然考へられるわけでありまして、二百三十六条の第一項の各号に掲げられる権利をさらに細分してはいけないという趣旨ではございません。

いたします。第七章の「更生計画の条項」であります。二百二十一條に「債務の期限」という表題で、弁済資金の調達方法を明示しなければならぬと規定して居るのであります。具体的の明示方法としてどのように予想しておるのか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 弁済資金の調達方法といふことは、二百五十六條の第二項にありますが、二百五十六條の第二項に掲げてあります担保といふのがございまして。これは計画の定めによりまして一定の金額を支払ふ必要があるようなことが十分予見されている場合、その弁済を確保ならしむるために、特に担保の提供を命じ得るという規定を規定したのであります。そういうふうな担保を提供したときといふことであります。これは最も確実なる資金の調達方法の明示でありまして、それ以外におきましても、これは別の方法を明定して居るものであります。たとえば確実な収入があることが予見されるというのであります。特に方法は限定されないわけでありまして。

○山口(好)委員 次に二百三十四條の「新会社設立」の規定であります。この新会社は多くの場合、更生会社と營業譲渡、營業の貸借借あるいは委託經營などの關係などを結ぶことを前提として設立されるものと思ひます。營業又は財産の譲渡等に関する規定との關係はどうなりませうか、この点をお伺ひたいと思ひます。

渡をする、あるいは重要な營業用の固定資産を引継いで、新会社でそれを利用して營業を続けるというふうな場合があるわけでありまして、これは単に新旧両会社の間の營業の譲渡とか、あるいは財産の譲渡とかいふふうな、契約關係の構成をどらないで、更生計画自体におきまして、新会社へはどういうふうな財産を移転するか、そして新会社の株を旧会社の債権者にはどういふふうな与えるかといふふうなことを審かして、そしてその決議が成立して計画が認可されまして、当然財産なり營業なりが、旧会社から新会社の方へ移転するといふふうな構成をとつておきます。単に新旧両会社間の契約關係といふような構成をどつておけません。従いまして二百二十五條はこの場合は適用がないのであります。二百二十五條の方は会社から他の会社の方へ財産ないし營業を譲渡する場合のものを規定して居るのであります。

○山口(好)委員 もう一つ、ちよつと前にさかのぼりますが、二百三十七條及び二百三十八條、この二條につきましてちよつとお伺ひをいたしておきたいと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘のように旧会社から新会社の方へ事実上營業の讓

が、この規定と手続停止との關係はどうなるか、また停止になつた後の共益債権の弁済方法はどうか、破産における財団債権となるのであるかどうか、これらの点について伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 二百三十七條と五十四條との關係でございますが、更生手続によらないで随時弁済すると申しますのは、通常の更生債権でございます。その支払い方法を計画に定めまして、その計画が可決され、認可されると、その方法に従つて弁済しなければならぬわけでありまして。これを更生手続によつて弁済するといふふうな表現をいたしておるのであります。共益債権はそういうふうな方法をとることなく、随時、しかも更生債権に先だつて弁済するといふふうな規定いたしましたのが二百三十七條であります。これにつきましてはやはり五十四條の規定が適用になりまして、五十四條の第八号におきまして、共益債権の承認については、一定の金額以下のもので例外的な場合を除いて、原則として裁判所の許可を得なければならぬ。支出につきましても同様でございます。

次に二百三十八條であります。二百三十八條のような場合には、これは御指摘のように、ともて会社の更生ははかれないような事態でございますので、手続は当然停止されるようなことにならうと思ひます。停止ということになりまして、二百二十九條の規定によりまして共益債権の弁済をしなければならぬ。この共益債権の弁済をする場合に、足りなければ二百三十八條の規定によりまして、債権額の割合によつて弁済するといふことになるわけ

であります。それから閉止後、第二十三  
条第一項または二十七条の規定により  
まして、破産の宣告がされたというふ  
うな場合にのみきましては、なお弁済の  
されたいない共済債権につきまして  
は、これは財団債権になるというふう  
な規定が第二十四条において定められ  
ております。

○山口(好)委員 それでは最後に、第  
八章の更生計画の認可及び遂行につ  
きまして伺いたいのは、二百四十二  
条不  
同意の組のある場合の認可でありま  
す。更生計画案について同意を得られ  
なかつた組のもののために、第一項に  
掲げるような条項を定めるときは、当  
然に他の組のものに権利に影響するこ  
ととなりませんが、この場合でも、あ  
らためて他の組の同意を得る必要はない  
かということでありませう。その必要が  
ないとするとき、きわめて不当な計画に  
なるおそれがあると思ふのでありませ  
う。この点はどうかお考えになつてお  
りますか、伺いたいと思ひます。

○位野木政府委員 二百四十二条の規  
定によりまして、計画案が変更された  
という場合には、これはあらためてさ  
らにはかの各組の關係人の決議を得る  
ということを要求いたしておりませ  
ん。これはさらにそういうようなこと  
にいたしませんと、まず、混乱いたし  
まして、手続が非常に複雑になるとい  
うことから、そういうふうなことはあ  
らためていたさない建前になつており  
ます。しかしながら第二四十一條によ  
りまして、やはり裁判所は更生手続が  
本条の第一項の各号に掲げる要件を具  
備しておるかどうかということを確認  
した上でなければ、これは認可できな  
いわけでありませう。

これはそういうふうなほかの債権者そ  
の他の關係人の権利を侵害するとい  
うような計画はできないこととなるわけ  
であります。裁判所といたしまして  
は、これは最後の宝刀として、二百四  
十二條を發動するという余地を残して  
おるわけでありませう。これはよほど  
ことがない限り事実上困難ではないか  
と考へております。もしこういうふう  
な二百四十一條の要件に該当しないと  
いうことになれば、もちろんそれに対  
して抗告して争うことができるわけに  
あります。

○山口(好)委員 最後にもう一点、二  
百五十六條の規定であります。裁判  
所は、第二四十八條第一項及び前條  
に掲げる者に対し、更生計画の遂行に  
関し必要な命令をすることができ  
ることとなつております。これは更生計  
画の遂行に必要命令となつており  
ますが、広く解しますと、なかな  
か重要なことになりませうが、大体この  
必要な命令とは、具体的に何を言  
うのか、この点を明らかにしておきたい  
と思ひます。

○位野木政府委員 この規定は、更生  
手続が円満に運ぶように特に必要な場  
合に、裁判所が發動し得る権限を認め  
たのであります。通常更生計画ができ  
ますと、管財人ないし会社は、当然計  
画に従つて遂行に當るわけでありませ  
うが、特に裁判所の命令を待つまでも  
ないわけでありませう。しかしながら場  
合によりまして、特に管財人ないし  
会社に、会社が一定の弁済をなすべ  
きにかかわらず、一向弁済をしない、  
また会社の設立手続というふうな点  
も、一向に運ばないという場合に、何  
とも手の施しようがないということに

も困りますので、そういう場合には、  
裁判所がこれに対して計画の遂行を命  
ずるといふふうにしたのでありませ  
う。たとえば債務の履行を命ずる、非  
常に抽象的でありませうが、すみやかに  
会社の設立手続を行へというふうなこ  
とを命じ得るわけでありませう。これは  
具体的に明示ができればよろしいので  
ありますが、こゝまで法律で必ずしも  
言い切れませぬので、このような規定  
になつております。

○山口(好)委員 私の質疑はこれで打  
切ります。

○押谷委員長代理 鍛冶委員から質疑  
の通告があります。これを許します。

鍛冶委員 今山口委員から逐条にお  
たつて質問しておられますが、私總括  
的なことをやりますので、実は私も相  
当勉強したつもりですが、なか／＼こ  
れだけの条文は読み切れないのです。  
しつこくしてまたどうもはなはだ難解な  
ものがたくさんありますので、この点  
恐縮ですが、ひとつ初めから總括的な  
問題に關して承りたいと思ふのであり  
ます。

そこでこの法律の提案理由並びに法  
案の要旨等を見ますれば、立案せられ  
ました御趣旨はわかりませうが、は  
たしてこの法律によつて、そういう目  
的が達せられるかどうかということに  
、すこぶる疑問を持つて参つたので  
あります。と申しますのは、かつて  
は破産法があつた、そこで破産法だけ  
ではいかぬというので、和議法が設け  
られ、それからさらにそれでいかぬ  
というので、特別清算の手続が設けら  
れた。それから整理法及び特別整理  
等、次々といろいろのものを考へて出

しておられるのであります。さらにま  
たこのたびもこういうものが必要だと  
いうので、出されたわけでありませ  
うが、今までのこの経過から見ます  
と、こういうものをいふまでもなく、  
また和議法並びに特別清算等のよう  
に思われるような効果が出ないで、た  
だ法が複雑になるだけではないかと思  
ふので、この点に關して立案者として  
の確信のほどをまずひとつ承りたいと思  
ふのであります。

○佐藤(達)政府委員 まさに事態は御  
指摘の通りであります。破産、和議關  
係あり、あるいは商法には整理の条項  
が入つておるといふようなわけでござ  
います。実はこの今までの諸制度の  
運用によりまして、たとえば和議の關  
係と申しまして、あるいはまた会社  
の整理の關係と申しまして、以前は、  
実に件数が少かつたのであります。少  
くとも会社に關しては……とこ  
ろが最近になりまして、これが非常に  
法人關係においてふえて来た傾向がご  
ざいます。破産の關係で申しますと、  
法人の破産事件というものが、先日お  
手元に資料をお配りしたと思ひます  
が、個人にくらべまして、同数くら  
いの程度まで急にふえて来ておるとい  
うのが、ひとつの事情になつておると  
ございます。そこでこれらの傾向を  
見ますと、法人についてそういう事態  
が非常に逼迫しておるといふことと、  
それからもう一つは、この和議の關係、  
あるいは会社整理の關係、現在の制度  
を見まして、実は食ひ足りないところ  
があるのだけれども、しかしほかの方法  
がないから、やむを得ずその手段をと  
つておると見受けられるものございま

す。現に、ある二、三の關係の会社から、  
この新しい会社更生法というふうなも  
のができれば、この方に早く乗り移り  
たいのだがというふうな希望を表明し  
て、それを待ちかねておる向きもある  
ように承知いたしております。われわ  
れがこの会社更生法案においてねらい  
としたしておりますところは、たびた  
び提案理由等において説明申し上げた  
通りであります。私どもは今日の事  
態に即応して、ことに株式会社とい  
うものを正面からつかまえて、その更  
生をはかる方法として一番適切なもの  
何かということをお白紙に考へてみま  
す。結局それは今触れました提案理由  
等にございましたような数点、これが  
どうしても適切な一つの施策と考へら  
れると信じておるのであります。従  
いまして、今申しましたように、ある種  
の会社が早く更生法に乗り移りたいと  
いうふうな希望を持つておるのも、そ  
れを立証しておるのではないかと思  
うわけでありませう。われ／＼のおよそ法  
案を立案いたしますときの考へ方とい  
つたしましては、一つの目標を定めま  
して、その目標がよいということにな  
れば、まず既存の法令の手直しとい  
うことで目標を達することができないだ  
らうか、こういうことが立案当局とし  
ては当然の考へ方の筋道なんぞござ  
います。その場合に、御指摘になりまし  
たたとえば和議の關係とか、あるいは  
会社の整理というふうな既存の法令が  
ちやんとある、それを何とか手直しを  
して、新しいわれ／＼のねらいを実現  
できれば、それはまたその一つの方法  
と考へられるのでございませうけれども、  
これは御承知のように和議というふう  
なもの、本来会社にはふさわしくな

い。あるいはまた会社の整理というの、われ／＼が先ほど申しましたねらつております点を、それを盛り込みますのには、非常に大きな改正を加えて、ほとんど書きおろしと同様の結果になる。そのために、結局非常に歴大な感じの法律案にはなりましただけども、十分にその意図とするところを盛り込みますためには、こういうかつこの法律が必要であるということのために、会社更生法案を立案いたしたわけでありませう。そうかといつて、今まではある制度というものを、何もこの際それを廃止してしまふ必要はない、おののそれがまたそれらの持ち味を持つておりました、お役に立つ部分を持つておるのであります。そのほかに並んで新しい特効薬を一つ提供しよう、そしてこれによつて一つでも多くの会社がりつぱに更生できるならば、これに越したことはないという確信を持つてこの立案をいたしましたわけでありませう。従ひまして、われ／＼といたしましては、破産に瀕しておる会社を一つでも多く事前に更生せしめるといふ手段としては、この法律は今までの処方箋と相並んでぜひ必要であるといふこととで、一刻も早く成立せんことを望んでおるわけでありませう。また先ほどかたがたび／＼申しましたように、実際の要望もわれ／＼の耳には入つておるのであります。

○鍛冶委員 おの／＼の法律に対しておの／＼の特長のあることは認めますが、実際に私どもの経験から、また聞いておるところからいいますと、今指摘しました法律のうち、この法律と非常に関係が深い特別清算、並びに近ごろできました特別整理でしたが、これらはほとんど——全然使われておらぬとは申しませんが、非常に少ないものだと聞いておるので、これは資料がここにありませんからわかりませんが、少いとすれば、どういうわけでこういうものが活用せられないのか、その点をまず承りたいと思ひます。

○佐藤(逋)政府委員 たいま御指摘の制度は、この会社更生法案においてねらつておられますものは、目的が違つておられます。東京地方裁判所の件数のみをちよつと調べたのでありますが、これは昭和二十五年のみで新受が八件ございませう。昭和二十六年におきましてはさらに六件追加されているようです。これはほかの、たとえば大阪地方裁判所におきましては、昭和二十五年度は六件の整理事件の申立てがございませう。だん／＼整理事件も増加しております。また先ほどちよつと佐藤長官から述べましたが、破産事件の件数がだん／＼増加し、しかもそのうち法人の破産申立事件ないし宣告事件といふものは、非常に増加しております。戦前におきましては、御承知のように、個人と合せまして、總件数の二割程度が法人に対する破産事件であつたと思ひますが、最近におきましては、法人と個人とが、大都會におきましては、ほとんど同数になつておる。たとえば東京地方裁判所におきましては、現在總件数三百九十八件の破産事件が係属いたしておりますが、そのうちの百六十七件が法人に対する破産事件で、個人に対する——会社自身じやなくて、会社の取締役とか、そういうふうなものが多いように聞いております。そ

ういうような点から考えまして、更生手続の価値というものは十分存在しておるのではないかと、いふふうな考へております。

○鍛冶委員 今の数字を見ますと、破産事件の何百件かに対して十何件というに至つては、これはまことに寥々たるものといわざるを得ませぬ。そこへもつて来て、この会社整理の条文を見ますと、商法の三百八十一条に「會計ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認めルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ依リ会社ニ對シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認め、ほとんどその目的を一つにしておるようであります。この規定がそれほどに活用されておらぬにもかかわらず、今新たにこれとほとんど目的を同じゆうするこういう新しい法律をつくらなければならぬ理由は、提案理由にはありまするが、もう一べん私は承りたい。

○位野木政府委員 特別清算の件数であります。これはお手元に差上げました統計表にありますが、これによりまして、昭和二十三年度が十二件、昭和二十四年度が二十二件、新旧合せまして係属しております。これは昭和二十五年、二十六年と、だん／＼漸増の傾向にあると存じます。これもこの程度でありまして、非常に盛んに用いられておるといふことは必ずしも申せないかもしませんが、この程度にいたしましたし、十分規定の存在の価値は發揮しているといふふうに申せると思ふのであります。先ほど佐藤長官からもちよつとお話がありました。特別清算は、御承知のように、会社を解散してしまふということなんだけれども、破産にさせるのはどうもくあいが悪いから、特別清算で行こうといふわけでありまして、もはや会社自身はやめてしまふという建前でありませう。これはやめてしまふなら、あまりあわてなくても、そう大したことはないやないかといふことで、熱意を持たないといふことも十分考えられるの

それから会社の破産の数が多いと会社のことを言われませうが、これは戦時中におけるいわゆるインフレ時代のたけのこのごとく現われたる会社があるのですから、今日整理時代が来ておるので、これは当然のことなのであります。問題は一番は会社の整理があつたので、この整理がそれほど活用しておらぬにもかかわらず、また新しくこういうものはほんとうに活用になるのだという理由が私にはわからないのです。その点

をまず承りたい。

○佐藤(逋)政府委員 鍛冶委員仰せの通りに提案理由等にも触れたのでございませうが、一口に申しますれば、商法関係の会社の整理の方は、整理自体は任意的なものでありまして、債権者全員の同意によつてのみ整理する、もし全員の同意を得られないような場合には和議に移らざるを得ないといふようなことで、その程度にとどまつておるわけでありませう。今回提案いたしましたこの法律案の方はそれのみにとどまるのはございませぬので、たとえば担保権者も参加せしめるといふこともありますし、またさらに進んで会社の資本構成そのものも変更する。あるいはまた第二会社の設立によつて会社の債務を整理するといふようなことをやる。さらに一般の要望に応じまして租税徴収手続等の調整も加えておる。さらに進んで更生手続による債務履行の確保をはかつておる。こういうような点において非常に強いと申しますか、広い部面にわたつての有効なる手段を網羅しておる。その点においては格段の違いがあると確信をいたしております。

○鍛冶委員 もう一つ憂へますことは、この間もたれか参考人の口から出ましたが、和議法のごときはある一部においては借金踏倒し法だと悪口を言つておる。和議法のために会社が更生しました事実も、それはわれ／＼も認めておりますが、それは大きな基礎のいい会社であつた。あとの泡沫会社のもの、和議に至つては、第一回にきめられたものの履行はやつておりますが、その後においてははしようがありません。われ／＼は、いふんしやくにさわる

○鍛冶委員 おの／＼の法律に対しておの／＼の特長のあることは認めますが、実際に私どもの経験から、また聞いておるところからいいますと、今指摘しました法律のうち、この法律と非常に関係が深い特別清算、並びに近ごろできました特別整理でしたが、これらはほとんど——全然使われておらぬとは申しませんが、非常に少ないものだと聞いておるので、これは資料がここにありませんからわかりませんが、少いとすれば、どういうわけでこういうものが活用せられないのか、その点をまず承りたいと思ひます。

○佐藤(逋)政府委員 たいま御指摘の制度は、この会社更生法案においてねらつておられますものは、目的が違つておられます。東京地方裁判所の件数のみをちよつと調べたのでありますが、これは昭和二十五年のみで新受が八件ございませう。昭和二十六年におきましてはさらに六件追加されているようです。これはほかの、たとえば大阪地方裁判所におきましては、昭和二十五年度は六件の整理事件の申立てがございませう。だん／＼整理事件も増加しております。また先ほどちよつと佐藤長官から述べましたが、破産事件の件数がだん／＼増加し、しかもそのうち法人の破産申立事件ないし宣告事件といふものは、非常に増加しております。戦前におきましては、御承知のように、個人と合せまして、總件数の二割程度が法人に対する破産事件であつたと思ひますが、最近におきましては、法人と個人とが、大都會におきましては、ほとんど同数になつておる。たとえば東京地方裁判所におきましては、現在總件数三百九十八件の破産事件が係属いたしておりますが、そのうちの百六十七件が法人に対する破産事件で、個人に対する——会社自身じやなくて、会社の取締役とか、そういうふうなものが多いように聞いております。そ

れども、またあらためて破産し直すというふうなことであつたのですが、こゝういふことになりまると、なるほど会社そのものを助けるという面は、これをつくられることにおいていいかも知れませんが、一面債権者を保護するという意味において、取引の安全を害するといふ点に憂いがないかどうか、この点に対してどのような御見解をもつて立案をせられたか。

○位野木政府委員 御指摘のように、和議法におきましてはほかの欠点もございしますが、最も大なる欠点は債務の履行の確保の措置がとられていない。そのためにも和議認可決定があつて債務の減額とか便宜を得ると、あとは知らぬ顔をして全然履行しない。これが最も大なる欠点のように言われていたと思ひます。その点等をもこの法案におきましては十分矯正しなければならぬといふ考へ方から、この手続におきましては、和議のように認可決定があればただちに手続が終るといふのではなくて、更生計画認可決定がありまして、なお手続を履行いたしました。計画の履行が完全に終つたか、あるいは終る見込みが十分つた場合に初めて手続を終結する。それまでは手続を握つておいて、管財人があれば財産を握つておいて、それでどこか履行するといふふうにして、計画の確定な遂行をはかるといふ点に特に重点を置いておきまして、これがこの法案の一つの特長というふうに考えます。

○鐵治委員 今承りますれば、和議法の欠点及び整理法の欠点を補つてこの法案をつくられた、この点はわれわれに思ひますけれども、そこで先

ほど長官から述べられました立法に關する根本問題であります。私は實際はせつかく出て来たがむずかしい。この前の議會からあるから一応目を通さなければならぬ、それでわれわれも勉強しておかなければならぬと思つて読んでみたのです。ところが私は頭が悪いのか、なまけておるのか知らぬが、相当読んでみますがなかなかこれを読み終ることが容易でない。三百条もあるものをよく了解してあとさきの条文との関連をすつかりのみ込んでしまふといふことは、まずわれわれの今日の忙しい頭の雑駁になつてい

るものには、不可能とまでは申しませんが容易なことではありません。またこれを読んでみますと、破産法や和議法を写して来ているものが相当にある。その意味でわれわれはある程度そういうことの知識がありますものはまだいいが、これは一般の法律家にあらざるものが読んだら何のことかかん

で足らぬものがあつたらこれをすつてやる。それは特別清算もそうであ

れは清算だけだからさらに生きるところを考えた。こゝ言われるならばこゝういふものをみな総合して、まず破産をするならば更生をひとつ先にやつてから、それでいけなかつたら和議法をやつたらいい、それでもどうしてもいかなければ特別清算、それでもいかなければ破産でやる。その前にはできるならば会社整理をやる。こゝういふふう

に、この破産法及び和議法その他でいふん複雑な法律があつて、その上にまたそれを引写してこゝへ持つて来

○佐藤(憲)政府委員 適切なお尋ねであらうと思ひます。但し今あります和議法、それから商法にありますが会社の整理に関する条文は、確かに御指摘の

にはふだんあまりなじみがないのであります。このたびは更生法を立案いたしますに際しまして、実は久しぶり

を通過してわかるようにという建前で、実は正直に立案したものでござい

それからたくさんものを一本にまとめたかどうかというお話、これも当然出て来るわけでありませうけれども、私どもの考へは、先ほどもちよつと触

るものでありますから、それをつぶす必要もないので、またつぶしますと、つぶしたこゝによつてその条文の場所

それが、ちよつとお言葉の先をつかまえて恐縮でございますが、向う

○鐵治委員 それ以上議論しても何ですが、これはしかし特に御考慮を願

考えますのは、国税徴収法と非常に大きな関係があることです。これはもちろん徴税の筋と御協議の上でやられたものと思いますが、おそらく非常に歓迎せられなかったと思うのであります。が、こういう方がいいという意見であったが、その点を聞かしていただきたい。

○佐藤(達)政府委員 御推察の通りに、徴税の筋ではまた別な考え方を持っておりますが、非常に日本で歓迎せられないというものではございません。われわれはできるだけの努力をいたしました。ここでござつたというのが真相でございます。

○鍛冶委員 それと対照的に考えられるのは、この間参考人からも意見が出たのであります。この法律がでますと、一番心配になりますのは、担保権に対して非常に制限が出て来ることです。担保権の特別弁済を受ける効力に非常に影響を与える。かようなことを考えますと、この会社整理という点から考えればなるほどこういうものが必要であります。今後会社を経営して行くという面において、せつかく会社に担保を受けて金を貸しておいても、更生整理を申し立てられて担保権をとつても何にもならぬことになる。何にもならぬと言つて語弊があるかも知れませんが、担保権本来の目的をゆがめられることがある。こういうことになりますと、金を貸すことをやめて、頭から貸さぬのではないです。少し借金をよけいしているというふうなことになる。もう一度やられるかもしれないので手を締めてしまふ。そうすると、この法律をつ

つたためにやらなくてもよいものを整理しなければならぬという反動的効果がありはせぬかという愛を抱いておるのであります。その点に關してさうな御考へはなかつたですか。

○佐藤(達)政府委員 会社の更生というものは、経済界はもとより、社会公共のために非常に必要でありかつ利益であるといふことは申すまでもないのであります。そのためにはやはり担保権者の協力ということがあつて初めて完全な目的を達し得るものであらうと信ずるわけでありま。御指摘のように、担保権者の協力を求めるといふことになる。担保権者に多少犠牲が加ふるではないかといふことにつながらるわけでありま。その点をこの法律案としたしましては十分に考慮いたしました。担保権者の利益を極力はからう、たとへば担保権者の集會における決議の場合におきましても、普通の場合と違つて特に四分の三以上の決議を要求しているといふような点も大きな考慮の現われであるかと存じます。その他申し上げれば、前に申し上げたこともございしますが、そういう点は十分考慮いたしておるのでありますから、この法律が出たことそのことによつて担保権に対する信頼感が弱まるような心配はないといふふうに考えております。

○鍛冶委員 どれだけの決議がいりましようとも、ともかく決議があれば担保権の執行ができる。それから執行中でも申出があればその執行を中止される。これは金融方面にとつては実に脅威ではないかと思つて、それ以上あとは議論になりますから、われわれはその点を非常に憂えておることだけ申し上げておきます。

なつておりますが、申立てがあつたら今までの経営者にかつて管財人が経営することになる。これもこの手続の特徴の一つであるかと推察するのであります。一体どういふことで会社のほんとうの更生になると思つてしようか。会社といふものは、やはり手腕、力量、経験をもとにしてやつておる。しかるにうまく行かなかつたからといつて全然関係のない第三者を入れてがわりにやろうといつても、仕事はうまくやれると思えなければ、第三者がそれを信用するといふことはわれわれに想像できません。先ほどたいへん有利になつて新株にプレミアムがついたといふようなことを言われましたが、さうなことは想像にも及ばないのであります。それから第三者が入つて来てやるということになりますと、第三者が入つて来てやるというならば管財人としてやるでしょうが、人の仕事をかわつてやつてくれるので、一種の雇人です。そんなことでこういう行き詰まりの会社の経営が成り立つとはわれわれは思わない。資本まで新たにその人がとつて来られてやるならば別です。よその会社へ来てよそのものがうまく盛り立ててやれるとはわれわれには考えられません。その点はさういふことでよいと思つてしようか。

○位野木政府委員 ごもつともな点が多いと思つてございしますが、更生手続開始後の会社の管財をいかにするかという点につきましては、二つの相反した要請があるのであります。一つは、手続の公正を期す、もう一つは、会社の業務の運営をなるべく円満にやるといふ二つの要請がある。後者の方、すなわち経営の便利といふふうな

点につきましては、たしかに御指摘の通りでありまして、第三者がいきなり入つて来てやるということは、これは従前の人が引継いでやるよりも非常に不利な条件が多いといふことは申せると思つております。会社がさういふ状況になつたといふ点については、従前の理事者はやはり責任がないとはいえない。債権者とかその他の関係人が、やはり従前の理事者のやり方に危懼の念を抱いているといふ場合が多いと思つております。現に、先ほどもちよつと触れましたが、各地の公聴会なんかでも話が出たのであります。常に管財人を置くといふ要請は非常に強いのです。そこにやはりどの点で妥協といふのですか、妥協な解決点を見出すかといふ苦心があるわけでありま。御指摘のような、この人がなければ、この会社は成り立つて行かないといふふうな場合は、確かにあるわけでありま。そういう場合には、特に例外を認めて、そういう人が引継ぎ営業に従事することを可能にすることを認めておけばそれでいいのじやないかといふふうな考え方で、この法案では、そういう場合には数人の管財人を置いて、そのうちに従前の経験者、従前の理事者といふものを加えるといふふうな建前をとつております。両者のその点の調節、これをいかにすれば最も手続がうまく行くかといふ点も、もつと何かいいお考えがあらうすれば、これは御教示願つて、ひとつよいものにしたといふふうな考えでおります。

○鍛冶委員 私の質問がまだよく徹底せぬようですが、私の言うのは、整理をするだけなら第三者が入つて来て、いいと思つ。第三者が入つて来て、

この会社をこれからより立てるのだ、入つて来る人間はその会社のものでなつて、自分が資本も出して、さうしておれの仕事だといつてやるならこれもよろしい。さうじやなくて、全然よそにおつて、片手間にこつちに来て、そこへ入つて来て会社がより立つものだ、これがこの更生手続の特性だと思われるところに根本的な疑問がある。さういふことではいかぬといふことを私は極論したいくらいです。その点なんです。

○位野木政府委員 その点でございしますが、これは会社の更生手続を開始してその手続を終るまでは、その間の営業によつて会社をより立てるといふことは、ちよつと無理な要求でありまして、その間はいろいろ行動に制限を受けるわけでありま。目的とするところは、さういふふうな一時の手術によつて、手術完了後会社が非常に盛大になるようにといふことを期しておるわけでございます。でありますから、手続中におきましては、従前の営業を大過なく継続すれば、それで大體の目的は達し得るのであります。その後の事態におきまして計画ができれば、会社の債務は全部なくなる。従前の債権者に全部株を持つてもらつたために債務がなくなつた。しかしながら設備とか、従業員の経験、こういうものはそのまま存置しておく。新会社を設立した場合よりも、債務がなくて信用がある、得意はあるといふこと、非常な会社の業績があつたといふことを期待しておるわけでありま。その点も一つお教え願つたいと思つております。

○鍛冶委員 その点はそれ以上申し上げ

その点はそれ以上申し上げ



せんが、私はその点に非常に疑問を持つておることだけを申し上げておきます。その場合もう一つ聞きたいのは、この管財人に銀行とか信託会社とかいう、そのものがあると思つてあります。これは何かそうしておいた方が便利だということから考えられたらどうが、管財人の仕事というものは、自然人のやる仕事なんです。自然人でなかつたらできないのですが、それを法人そのものがやるということは、どうも私は了解が行かない。そうしてまた法人の中からそれを指名する。それなら、頭からその会社に相談して、お前の会社からたれか出してくれということ、その会社の指名した自然人がやればいいんだ、法人そのものが実際の仕事をやるということが、私には了解行かないのですが、これはどういふわけですか。

○位野木政府委員 その点でございますが、もちろんある銀行の取締役を個人的に管財人に任命することはさしつかえないのでありますが、この管財人の仕事と申しますのは、やはり責任のある仕事でありまして、失敗すれば、破産管財人と同じように、損害賠償の責任を負うというふうな立場になつております。また第三者に対する立場におきまして、取締役個人という場合と、会社の代表者という立場とは、いろいろな点で実質的な影響が非常に違つて来ると思つております。この法案によつて、銀行とか信託会社を管財人にするという道は設けましたのは、会社のそのような信用あるいは組織力というものを利用いたしました。管財人の職務を円滑に行い得るようになつてことを考えた次第でございます。

○鍛冶委員 まずそうだろうと思つておられることは実際にはないと思つて、あとは留保しておきます。○押谷委員長代理 他に御質疑がありませんか。——他に御質疑がなければ、本案に対する本日の質疑はこれにて終了いたします。

○押谷委員長代理 引續いて破産法及び和議法の一部を改正する法律案について、政府委員より提案理由の説明を求めます。佐藤法制意見長官。

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

第一条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

第十八条乃至第二十一条 削除

第二十二條に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間ガ不確定ナルトキ亦同ジ

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 破産手續参加ノ費用ハ之ヲ破産債権トス

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 左ニ掲グル請求権ハ他ノ破産債権ニ後ル

一 破産宣告後ノ利息

二 破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三 破産手續参加ノ費用  
四 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料  
五 債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ破産宣告後ニ到来スベキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債権額トナルベキ計算ニ依リ算出セラレル利息ノ額ニ相当スル部分  
六 債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ債権額ト破産宣告ノ時ニ於ケル評価額トノ差額ニ相当スル部分  
七 債権ガ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ナル場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出セラレル利息ノ額ノ合計額ニ相当スル部分並各定期金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラレル元本ノ額ノ合計額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル部分  
第五十二條中「第十七條乃至第二十二條」を「第十七條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ財回債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキハ若シ破産債権ナリトセバ第四十六條第五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相当スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 破産債権者ノ債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルト

キハ第四十六條第五号乃至第七号ニ掲グル部分ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テノミ相殺ヲ為スコトヲ得

第二十二條及第二十三條ノ規定ハ破産債権者ノ債権ニ之ヲ準用ス

第一百五條、第六十六條及び第七十七條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第一百十三條を次のように改める。

第一百十三條 削除

第一百十六條中「出張所又ハ其ノ管轄内ノ市役所、町村役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村ノ事務所」に改める。

第一百十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式会社」を「合名会社又ハ合資会社」に、「相互保險会社」を「相互会社」に改める。

第一百四十六條を次のように改める。

第一百四十六條 前條ノ規定ハ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一百四十九條第二項中「警察官署」を「警察署」警察官又ハ警察吏員」に改める。

第一百五十一條第二項中「警察官署」を「警察官又ハ警察吏員」に改める。

第一百八十二條に次の一項を加える。

破産債権者ハ第四十六條ニ掲グル請求権ニ付テハ議決権ヲ行フコトヲ得ズ

第一百八十六條第一項中「裁判所

書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第一百八十七條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第一百八十八條中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第一百九十七條中「千円」を「十万円」に改める。

第一百七七條後段を削る。

第一百八條から第二十二條までを次のように改める。

第二百二十八條第一項中「優先権アルトキハ其ノ權利」の下に、「第四十六條ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項第三号中「其ノ權利」の下に、「第四十六條ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十條第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六條ニ掲グル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百四十五條但書を削る。

第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 削除

第二百五十四條第一項中「第三十八條」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十八條第二項中「其ノ

順位ニ從ヒテ之を其ノ順位ニ從ヒ  
優先權ナキモノニ付テハ第四十六  
條ノ規定ニ依リ他ノ債權ニ後ルル  
モノヲ其ノ他ノモノト區別シテ  
ニ改める。

第二百七十一條第一号中「行政  
訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百八十条第二号中「異議ノ  
訴、訴訟又ハ行政訴訟」を「訴訟  
又ハ訴訟」に改める。

第三百二十二條中「裁判所書記  
」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三條第二項を次のよ  
うに改める。

前項ノ規定ハ破産手續ノ費用ヲ  
償フニ足ルベキ金額ノ予納アリ  
タル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十八條第一項、第三百  
五十九條第一項及び第三百六十條  
中「一萬元」を「百萬元」に改める。

「第三編 復権」を「第三編 免  
責及復権」に改める。

第三百六十七條の前に次の章名  
及び二十條を加ふる。

第一章 免責

第三百六十六條ノ二 破産者ハ破  
産手續ノ解止ニ至ル迄ノ間何時  
ニテモ破産裁判所ニ免責ノ申立  
ヲ為スコトヲ得破産宣告ト同時  
ニ破産停止ノ決定アリタルトキ  
ハ其ノ決定確定ノ後ト雖一月内  
ハ仍免責ノ申立ヲ為スコトヲ  
得

免責ノ申立ヲ為シタルトキハ強  
制ノ提供又ハ第三百四十七  
條ノ規定ニ依ル破産停止ノ申立  
ヲ為スコトヲ得ズ

強制ノ提供ノ提供ヲ為シタルトキ  
ハ其ノ棄却若ハ不認可ノ決定ガ  
確定シ又ハ債權者集會ニ於テ強

制和議ガ否決セラレタル後ニ非  
ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ  
得ズ

第三百四十七條ノ規定ニ依ル破  
産停止ノ申立ヲ為シタルトキハ  
其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後  
ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコ  
トヲ得ズ

破産者ガ其ノ責ニ歸スベカラザ  
ル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依  
リ免責ノ申立ヲ為スコト能ハザ  
ルシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止  
ミタル後一月内ニ限り免責ノ申  
立ノ追完ヲ為スコトヲ得

第三百六十六條ノ三 破産者ハ免  
責ノ申立ト同時ニ知レタル破産  
債權者ノ氏名及住所並破産債權  
ノ額及原因、別除權アルトキハ  
其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁  
済ヲ受クルコト能ハザル債權額  
ヲ記載シタル債權者名簿ヲ提出  
スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提  
出スルコト能ハザルトキハ爾後  
遅滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要  
ス

第三百六十六條ノ四 免責ノ申立  
アリタルトキハ裁判所ハ期日ヲ  
定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ  
要ス

前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ  
公告シ且檢察官、破産管財人及  
免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル  
破産債權者ニ之ヲ送達スルコト  
ヲ要ス

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ變  
更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ準  
用ス

第二百三十八條但書及第二百三  
十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ  
依ル決定ニ之ヲ準用ス

債權調査ノ期日ト併合スルコト  
ヲ妨グズ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ破  
産管財人ヲシテ免責ノ許可ノ事  
由ノ有無ニ付調査ヲ為シシメ前  
條ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ  
報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利  
害關係人ノ闡明ニ供スル為免責  
ノ申立ニ関スル書類及前條ノ規  
定ニ依ル破産管財人ノ調査書類  
ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七 檢察官、破  
産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受ク  
ベキ破産債權者ハ第三百六十六  
條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日  
ニ於テ裁判所ガ定ムル一月以上  
ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判  
所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得  
前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其  
ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為  
スコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ八 異議ノ申立  
アリタルトキハ裁判所ハ破産者  
及異議申立人ノ意見ヲ聴クコト  
ヲ要ス

第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左  
ノ場合ニ限り免責ノ許可ノ決定  
ヲ為スコトヲ得

一 破産者ニ第三百七十四條、  
第三百七十五條、第三百七十  
七條又ハ第三百八十二條ノ罪  
ニ該ルベキ行為アリト認ムル  
トキ

二 破産者ガ破産宣告前一年内  
ニ破産ノ原因タル事實アルニ  
拘ラズ其ノ事實ナキコトヲ信  
ゼシムル為詐術ヲ用ヒテ信用  
取引ニ因リ財產ヲ取得シタル  
コトアルトキ

ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ  
為シタルトキ

四 破産者ガ免責ノ申立前十年  
内ニ免責ヲ得タルコトアルト  
キ

五 破産者ガ本法ニ定ムル破産  
者ノ義務ニ違反シタルトキ

第三百六十六條ノ十 破産者ガ免  
責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正當  
ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出  
頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ  
裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スル  
コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同  
一ノ破産ニ付再ビ免責ノ申立ヲ  
為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ十一 免責ノ決  
定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効  
力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得  
タル破産者ハ破産手續ニ依ル配  
當ヲ除キ破産債權者ニ對スル債  
務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但  
シ左ニ掲グル請求權ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラズ

一 租税  
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタ  
ル不法行為ニ基ク損害賠償  
三 雇人ノ給料但シ一般ノ先取  
特權ヲ有スル部分ニ限ル  
四 雇人ノ預リ金及身元保証金  
五 破産者ガ知リテ債權者名簿  
ニ記載セザリシ請求權但シ債  
權者ガ破産ノ宣告アリタルコ  
トヲ知リタル場合ヲ除ク  
六 罰金、科料、刑事訴訟費  
用、追徴金及過料

債權者ノ為ニ供シタル担保ニ影響  
ヲ及ボサズ

第三百六十六條ノ十四 免責ノ決  
定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ  
其ノ主文ヲ公告シ債權表アルト  
キハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記  
載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五 詐欺破産  
ニ付破産者ニ對スル有罪ノ判決  
ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破  
産債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權  
ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコ  
トヲ得免責ガ破産者ノ不正ノ方  
法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於  
テ破産債權者ガ免責後一年内ニ  
免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルト  
キ亦同シ

第三百六十六條ノ十六 裁判所ハ  
免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者  
及申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要  
ス

第三百六十六條ノ十七 免責取消  
ノ決定ガ確定ノ後ニ非ザレバ其  
ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十八 免責ノ取  
消アリタルトキハ免責後其ノ取  
消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ  
破産者ニ對シ債權ヲ有スルニ至  
リタル者ハ他ノ債權者ニ先チテ  
弁済ヲ受クル權利ヲ有ス

第三百六十六條ノ十九 免責取消  
ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判  
所ハ其ノ主文ヲ公告シ債權表ア  
ルトキハ之ニ免責取消決定確定  
ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十 第八八條  
乃至第一百八條ノ規定ハ免責及  
免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第二章 復権

第三百六十六條ノ二十一 破産者

ハ左ノ場合ニ於テハ復権ス

一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ

二 強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ

三 第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産停止ノ決定ガ確定シタルトキ

四 破産者ガ破産宣告後詐欺欺騙ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

免責取消又ハ強制和議取消ノ決定ガ確定シタルトキハ前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七條を次のように改める。

第三百六十七條 前條ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ其ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス  
申立人ハ其ノ責任ヲ免レタルコトヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百七十五條中「五千円」を「三十万円」に改め、同條第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十七條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第三百八十条第一項及び第三百八十一条第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第三百八十二条第一項中「千円」

を「五万円」に改める。

第二条 和議法(大正十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第百三十三條」を「第百四十四條」に改める。

第四十四條の次に次の三條を加える。

第四十四條ノ二 債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ和議開始後ニ到来スベキ場合ニ於テハ和議債権ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債権ニ對スル法定利息ヲ債権額ヨリ控除スルモノトス

第四十四條ノ三 前條ノ規定ハ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ニ之ヲ準用ス但シ其ノ總額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相當スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十四條ノ四 第四十四條ノ二ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナルトキハ和議開始ノ時ニ於ケル評價額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十五條中「第十七條乃至第二十二條」を「第十七條乃至第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「千円」を「二十万円」に改める。

第七十條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八條から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、

第二百二條、第百八十二條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百四十條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定(同法第二百二十九條の改正規定については「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前に破産手続の解除のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年以内は、免責の申立をすることができ、この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4 破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者があるに於て、前項の規定にかかわらず、この法律施行の期間内に免責の申立をすることができなかつた場合に準用する。

5 この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6 前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基ク復権のあつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、將來に向つてその効力を失ふ。

7 第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家賃分散の宣告を受けた者に準用する。

○佐藤(達)政府委員 私から破産法及び和議法の一部を改正する法律案につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

政府は一昨年来、法制審議会に諮問いたしました。破産制度の改善について調査を進めて参つたのでございますが、このほど免責制度の採用を中心として一応の成案を得ましたので、この法案を提出した次第でございます。

この法案におきましての改正点の最も重要な点は、破産における免責制度の採用でございます。わが現行法のもとにおきましては、破産者は破産手続終了後におきましても、破産手続において弁済されなかつた残余の債務について、なおその弁済の責に任ずることになつておるのであります。これは一生債務の重圧のもとに苦しんで悲惨な一生を過ぎせるというやうな結果になることが非常に多いのであります。このやうなことは破産者にとつて不幸でありますばかりでなく、社会的に見ましても、すこぶる好ましくないといふやうに存じます。破産者といへども、特に責めるべき行為もなく、忠実に破産者としての義務を果しておるやうな者に対しましては、破産手続において弁済されなかつた残余の破産債権について、その責任を免除し、その者がすまやかに更生して、社会のために活動することができるようになることが必要であると存するのであります。

従来におきましても、債権者が破産者に対して破産手続終了後残余の破産債権につきその責任を追究するということは、はなはだまれであつたのであります。このやうな免責の制度がとられますと、破産者は免責を得るために誠実に行動する結果、破産財団の確保ができて、かえつて債権者のために

もなることが考えられるのであります。英米等では相当古くからこの制度が行われており、わが国でもかねてから識者によつてその採用が、強く要望されてきたのであります。

次にこの案の骨子を申し上げます。免責は、破産者の申立てによつて行ふものとし、この申立てがあるとき、裁判所は期日を定めて破産者を審尋し、まして、利害関係人に異議を述べざる機会を与えます。裁判所は、破産者に詐欺破産の罪に當るべき行為があると認めるとき、破産者が虚偽の債権者名簿を裁判所に提出し、または裁判所に対しその財産状態につき虚偽の陳述をしたとき等、一定の事由があるときは、免責不許可の決定をします。裁判所が免責許可の決定をし、その決定が確定しますと、破産者は破産手続による配当を除いて、破産債権者に対する債務の全部についてその責を免れます。ただ例外として租税、破産者が悪意をもつて加えた不法行為に基ク損害賠償、雇人の給料の一般の先取特権のある部分等の特殊の債権については、免責されないことになつております。また免責の決定が確定したときは、破産者は當然に復権しまして、詐欺破産につき破産者に対する有罪の判決が確定したとき、または免責が不正の方法によつて得られたときは、裁判所は免責取消の決定をすることができるようになつております。なお免責制度の採用に伴ひまして、従前原則として破産債権とならなかつた破産手続開始後の利息の請求権等を、劣後的破産債権とし、強制和議によつて破産手続を終了した破産者も、当然復権することとする等、破産法の他の規定に必要な改正を

加えることにいたしました。

次に破産法改正要点の第二は、小破産の金額、破産罪に關する罰金の金額等の引上げであります。現在破産法に規定されておりますこれらの金額は、いずれも大正十一年にこの法律が制定されました当時から変更されてないものでありますが、今日におきましては、もはや実情に適しないものとなつておりますことは、申すまでもなく物価その他の経済事情の変動、他の法令の規定との均衡等を考慮して、これを五十倍から百倍までに引上げようとするものであります。

破産法改正要点の第三は、他の法令の改訂に伴う法文の整理であります。すなわち裁判所法の制定または改正に伴い、区裁所が廃止され、裁判所書記及び執達吏の名称が変更される等、他の法令の改訂があつたことに伴い、破産法における関係法文を整理する必要が有りますので、このため改正しようとするものであります。

次に和議法の改正要点について申し上げますと、その第一は罰則における罰金額の増額であり、その第二は破産法の改正に伴う法文の整理であります。これらにつきましてはあらためて説明をいたすまでもないと思ひます。

以上がこの法案の提案理由の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○押谷委員 提案理由の説明はこれにて終了いたしました。本案について何か御質疑はありますか。

○北川委員 たいだいま提案になりまして破産法の一部を改正する法律案に對しまして、二、三の点につきまして政府委員に質疑をいたさんとするものであります。

あります。

まず破産法に採用せられんとしておりますところの債務の免責制度であります。その効力が一体絶対的であるか相対的であるかという点でございます。民法の消滅時効のように、債務が消滅してから後に、債務者が時効完成後に支払いをした場合には、これは有効であるということになつてゐるならば、相対的消滅の効力であります。これに反しまして、破産法に採用せられておる免責制度が絶対的なものでありますならば、免責後の弁済は、民法のいわゆる非弁済として、債務者は債務者に弁済金額を返還しなければならぬといふことになるのであります。この二つの効力、いずれの効力を有するものと解しておられるか、お伺ひいたしますのであります。

○位野木政府委員 免責の効力は、ただいま申されました相対的消滅と申しますか、債務そのものが消滅するといふものではございませんので、単にその破産者は、破産財団の限度で責任をとつて、それ以上の部分につきましては責任を免れるという趣旨であります。従いまして債務そのものは、依然として存在してゐる、一種の自然債務のようなものであるといふふうに考へるのであります。従いまして、破産者が任意債権者に免責された債務について弁済をするという場合におきましては、もちろん非弁済ということにはならないで、有効なる弁済になるといふふうに思ひます。

○北川委員 次に債務の免責は、経済界の実情におきまして、破産者の更生には役立つと思つておられます。借金をしておるところの中小企業者はこれを歓迎すると思つておられますが、その反面、商慣習によりまして借りた金は返さなくてもよいとの思想が生れやすいと思つておられます。この点において銀行や信託会社等の、金を貸す方の側の意向は十分に聞いて立案されておるのであるまいでしょうか。また経済界の実情では、破産和議等においては債権者会議がきつめて重要な決定の役目を持つておられますが、債務免責は債権者会議を通じて行つたの考へは、この条文には現われておるものでありましようか。その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 一応前段の点につきまして私からお答え申し上げます。この免責の制度につきましては、御指摘のように、悪い言葉で言へば踏倒し自由といふような感じを与えやしないかといふ点が一応問題になり得ると存するのでございませぬけれども、今回のこの改正案の意図しておりますところは、先ほどの提案理由でもちよつと触れましたように、善良なる破産者のみを対象としておるのでございませぬ。悪質のものはこれを除外するといふこととでございまして、今お触れになりました債権者集會といふものを特に関きまして、そこに破産者を呼び出して審尋をして、その適格性を調べる、それで債権者の方から異議があれば、その異議を尊重して慎重なる処置をするといふような手配はしておるつもりでございませぬ。

○北川委員 詐欺破産の問題であります。詐欺破産の場合には免責するところができないとなつておられますが、これはもとより当然でありまして、債務免責の制度の濫用を防止するためであると思つておられますが、詐欺破産の概念について、一体どういふふうな考へておられるのか。もとより詐欺は刑法と民法とは違つておることは御承知の通りであります。欺罔の手段を用いて相手方の判断を誤らしめることは同様であります。財産を騙取するといふ点において違つておると思つておられますが、詐欺破産において財物の騙取とは、具体的にどういふことを考へておられるのか。また詐欺破産といふ判断は一体たれがするのであるか。債権者も詐欺破産だといふことを申し立てることが出来るか。これらの点について御所見を伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 詐欺破産といふ言葉を用いておられますが、これは民法あるいは刑法に言ひ及ぶる詐欺罪とは必ずしも直接的な関係はないのでございまして、破産法三百七十四條の罪を詐欺破産の罪と申しております。これは破産法三百七十四條にこれ／＼したときは「詐欺破産ノ罪ト為シ十年以下ノ懲役ニ処ス」といふことになつております。詐欺破産の罪といふのは法文の字句として現われておりますのを引用したわけでありまして、その認定はたれがするかと申すわけでありまして、三百六十六條の十五に規定してあります免責取消しの決定の場合には、「有罪ノ判決が確定シタルトキハ」とありますので、これは刑事裁判所での有罪の判決が確定したときを言うのであります。しかしながら三百六十六條の九で「第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條の罪ニ該ルベキ行為」云々といふのがありますが、この場合の認定は破産裁判所がやるわけでありまして、債権者がさうい

らうと思つておられますが、詐欺破産の概念について、一体どういふふうな考へておられるのか。もとより詐欺は刑法と民法とは違つておることは御承知の通りであります。欺罔の手段を用いて相手方の判断を誤らしめることは同様であります。財産を騙取するといふ点において違つておると思つておられますが、詐欺破産において財物の騙取とは、具体的にどういふことを考へておられるのか。また詐欺破産といふ判断は一体たれがするのであるか。債権者も詐欺破産だといふことを申し立てることが出来るか。これらの点について御所見を伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 詐欺破産といふ言葉を用いておられますが、これは民法あるいは刑法に言ひ及ぶる詐欺罪とは必ずしも直接的な関係はないのでございまして、破産法三百七十四條の罪を詐欺破産の罪と申しております。これは破産法三百七十四條にこれ／＼したときは「詐欺破産ノ罪ト為シ十年以下ノ懲役ニ処ス」といふことになつております。詐欺破産の罪といふのは法文の字句として現われておりますのを引用したわけでありまして、その認定はたれがするかと申すわけでありまして、三百六十六條の十五に規定してあります免責取消しの決定の場合には、「有罪ノ判決が確定シタルトキハ」とありますので、これは刑事裁判所での有罪の判決が確定したときを言うのであります。しかしながら三百六十六條の九で「第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條の罪ニ該ルベキ行為」云々といふのがありますが、この場合の認定は破産裁判所がやるわけでありまして、債権者がさうい

うふうな事態が破産者にあると考へます場合には、免責について異議の申立てをいたしまして、その理由としてこゝういふ行為があるといふことを主張できるわけでありませぬ。

○北川委員 終ります。

○位野木政府委員 先ほどの質問にちよつと関連してですが、免責の不許可の決定をする事由、これを見ますと、今質問にあつたように、詐欺破産の罪に當るべき行為があつたときは「破産者ガ虚偽ノ債権者名簿ヲ提出シ又ハ裁判所ニ對シ其ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキ」であると思ひますが、こゝういふふうな限定せられませぬと、これにはまらぬものはみな免責になるやうな気がいたします。一番問題になりますのは、破産者が破産者らしいことをしておらない、せいたくさんまいをしておられるようなものはどうですか。これからは除かれるのですか。これにはまらなければさういふことをしておつても免責になるのですか。

○位野木政府委員 ちよつとせいたくさんまいなことをしておるといふのはどういふ場合でありますか。わからないのですが、破産者の義務に違反しておる場合は不許可の事由になつておると思ひます。それから過怠破産といふのがございませぬ。御承知のように、三百七十五條にせいたくをしたために、あるいは射撃行為をしたために破産になつたといふふうな場合はやはり不許可の事由になつておると思ひます。宣告後非常なせいたくをしておるといふのは、これまた財産の捕促が足りないとか、あるいは別の事由に基づく場合があるであらうと思ひますが、それはまたそちらの方の手当で十分防止できると思つておる

まして、本来嚴格に手續が進められて  
おりますれば、そういう事態はあり得  
ないわけでありませう。そういう事態を  
もし究明すれば、この三百六十六条の  
九の各号に該当する事態が出て来るの  
ではないかと思ひますが、それは場合  
によつて、どういふ事由でそういうこ  
とになつたのかという事は調べない  
とわからないですが、そう不都合はな  
いのじやないかと考へております。

○**鍛冶委員** 今言われた破産宣告後の  
行為がせいたくざいまいというか、も  
つと平たく言えば、まじめにやれば相  
当の破産条件を履行しておられるにも  
かわからず、まじめにやらなかつたが  
ために、なつた。そういうものでもこ  
れに入つておらぬからやるといふこと  
になると、非常に問題になるのではな  
いか。これは實際われ／＼取扱つてみ  
て、破産になつたのですが、ああい  
うことをやつておる、こつちはこうい  
ひどい目にあつて、借金してやつてい  
るのに、ああいふことをやつてい  
る債権者から言われますが、こういうふ  
うに列挙しておると、はまらぬように  
思ひますが、はまりますか。

○**位野木政府委員** 破産後の破産管財  
人の管理の手續が十分に行われるとい  
ふことでありますれば、これは破産者  
がせいたくができるという事はあり  
得ないはずであります。おそらくそう  
いふのは、財産をどこかに隠しておつ  
て、それでそういうことができるので  
はないかというふうに考へるわけであ  
ります。この免責を得るにつきまして  
は、破産者は正直に財産状態を裁判所  
の前にさらけ出さなければいけない。  
もしそういうことについて疑ひがあれ  
ば、これは十分債権者がそういう点を

指摘して裁判所で審理されるというこ  
とで、隠れた財産も発見するというこ  
とが、むしろ免責のためにできるので  
はないかというふうに考へておるわけ  
であります。そういうようなことか  
ら、むしろ従前のそういうような隠れ  
た財産を発見して、破産の手續を嚴格  
に行ひ、そのかわり誠実なる債務者の  
保護をはかるというふうに意図したの  
が、この法律であります。結局これは  
運用にかかるといふ事柄はあり得ない  
ことと考へております。運用のよろし  
きを得れば足りるのじやないかとい  
ふふうに考へております。

○**鍛冶委員** ちよつとわかりにくい  
な。私の言うのは、財産が隠れている  
というのには、それはいいのですよ。わ  
からぬでとにかくやつておるところを  
見れば、どうも破産者らしいことをし  
ておらぬと、こういうときには、今ま  
でのこととはわからぬけれども、やり方  
があんなことじや破産者らしくないじ  
やないか、何かよけいに金をもうけて  
おるのだから、そういうものは許  
可すべきものじやないという理由にな  
るかということなんです。それだけで  
す。

○**位野木政府委員** その点は、もうそ  
ういふあやしい点があれば、徹底的に  
究明して、その原因がわかれば、これ  
はおそらくこの各号に該当すると思ひ  
ます。そういうことで防止できると考  
へます。

○**押谷委員長代理** 本日はこの程度に  
いたしまして、次会は追つて公報をも  
つて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和二十六年十一月七日印刷

昭和二十六年十一月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁